

●介護保険での利用

要介護状態あるいは要支援状態の認定を受けた介護保険の利用者で主治医が訪問看護の必要を認めた方です。

●医療保険での利用

①介護保険制度の訪問看護適応とならない方で、疾病、負傷等により家庭において療養を受ける状態に有る方です。(乳幼児、妊娠婦、褥婦から高齢者まで)
②要介護者等であっても、厚生労働大臣が定める疾病等(※)の方は医療保険が適用されます。

※厚生労働大臣の定める疾病等とは

①末期の悪性腫瘍 ②多発性硬化症 ③重症筋無力症 ④スモン ⑤筋萎縮性側索硬化症 ⑥脊髄小脳変性症 ⑦ハンチントン舞蹈症 ⑧進行性筋ジストロフィー症 ⑨シャイ・ドレーガー症候群 ⑩パーキンソン病(ヤールの臨床的症度分類のステージ3以上あって生活機能障害度がII度又はIII度のものに限る。) ⑪クロイツフェルト・ヤコブ病、⑫亜急性硬化性全脳炎 ⑬後天性免疫不全症候群 ⑭頸髄損傷 ⑮人工呼吸器を使用している状態

上記以外の方でも利用できます。ご相談下さい。

●お申し込み方法

- まずは訪問看護ステーション翼にお電話下さい。もしくはかかりつけの医師・担当ケアマネージャーにご相談して下さい。
- ご不明な点がありましたらご遠慮なく訪問看護ステーション翼にお電話下さい。スタッフがご相談にのらせていただきます。

医療法人社団整形外科 **進藤病院**

訪問看護ステーション
居宅介護支援事業所

翼
(併設)

〒078-8214 旭川市4条通19丁目右10号

TEL (0166) 31-0606
FAX (0166) 37-8766

連携施設

医療法人進和会
旭川リハビリテーション病院

社会福祉法人旭川三和会
特別養護老人ホーム緑が丘**あさひ園**



*当事業所が取得した個人情報は訪問看護サービスを提供するために必要なものに限られます。



自宅にいながら病院のサービスが受けられます

訪問看護
ステーション

ごあんない

翼
つばさ



看護師がおじゃまします！



●訪問看護とは

訪問看護ステーションから、病気や障害を持った人が住み慣れた地域やご家庭で、その人らしく療養生活を送れるように、主治医(かかりつけ医)の指示を受けて看護師等が生活の場へ訪問し、自立への援助を促し、療養生活を支援するサービスです。



●営業時間

- ・月曜日～金曜日／午前8:30～午後5:00
- ・土曜日／午前9:00～午後12:00
- ・休業日／日曜・祝日・盆・年末年始

〈緊急時の対応〉

夜間や休日、体調が急変した場合など24時間連絡・相談できる体制を整えています。

●私達はこんな援助をしています

リハビリ

理学療法士を専属で配置
生活様式や環境に合わせた
リハビリを提案

- ・転ばなくなった
- ・トイレで排泄できるようになった

清潔の援助

病状や身体状況に合わせた
入浴の援助
爪切りや皮膚状態の観察

- ・清潔を保つことで活発になった
- ・足の爪のケアにより歩くようになった

医療処置

気管切開、胃ろう造設、
導尿・留置カテーテルのある方の
管理・援助
・家族が安心して援助できるようになった

当ステーションでは、リハビリの援助を中心とした方が多く利用されています。

その他に、精神的に不安定な方や病状に不安を持っている方もいます。

現在利用している方、ご家族から「看護師さんが来てくれて安心」という声をいただいています。



精神的援助

看護師が、病気や不安に耳を傾け
専門的にアドバイス

- ・ケアマネージャーや主治医への
昼夜問わない不安を訴えるコールが減った
- ・精神的に安定した

薬の管理

本人が服薬できるように薬を
整理したり、自己管理ができる
よう主治医と連携

- ・入退院を繰り返さなくなった
- ・血圧、血糖が安定するようになった

じょくそう処置 (床ずれ)

皮膚状態を観察
早期に異常を発見
主治医の指示のもと
処置するとともに家族へも
処置方法の指導

- ・入院しなくても、床ずれが良くなった

